

保護者 様

令和2年4月20日
唐津市立長松小学校
校長 佐々木 講吉

新型コロナウイルス感染症予防に係る学校の臨時休業について

保護者の皆様におかれましては、日頃より児童の健康管理を行っていただき感謝申し上げます。
御承知のとおり、緊急事態宣言の対象地域が全国に広がりました。それを受けて唐津市教育委員会から唐津市立小・中学校において臨時休業を行う通知があり、本校も臨時休業を行うこととなりました。
感染の拡大を防ぐため、保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

1 臨時休業について

- (1) 期間 4月21日(火)～5月6日(水)
- (2) 臨時休業中の児童生徒の生活について(学校でも指導しています)
 - ① 今回の臨時休業については新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためであることを踏まえ、不要不急の外出や人の集まる場所等への外出を避け、できる限り自宅で過ごすようお願いいたします。
 - ② 生活のリズムを崩さないように規則正しい生活と計画的な学習をするようお願いいたします。
「臨時休業中のきまり」を配布しています。
 - ③ 児童生徒に発熱等の症状が現れた場合は、早急にかかりつけの医療機関に連絡相談を行い、病院受診等の結果を学校へ連絡してください。風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合には、保健福祉事務所(TEL:73-4186)に御相談ください。あわせてその相談結果も学校へ連絡してください。

2 学校受け入れについて

今回の臨時休業については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためであることを踏まえたものですが、やむを得ない理由がある場合は、学校で児童を受け入れます。3月の臨時休業の時とは、状況が変わっております。児童への感染を防ぐため、原則自宅待機でお願いします。

【やむを得ない理由がある場合とは】

- ①保護者が医療従事者である場合
 - ②保護者が社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合
 - ③ひとり親家庭で、仕事を休むことが困難な場合
 - ④障害があり一人で過ごすことが難しい場合 など
- (1) 期間 4月21日(火)～5月6日(水) 土・日・祝日の受け入れはありません。
 - (2) 時間 8時15分～14時00分
 - (3) 申込 ・「臨時休業期間中における学校での児童受け入れ申込書」(別紙)に必要事項を記入され、学校に提出してください。初日に、「受け入れ利用予定表」(別紙)も持たせてください。

【持ってくる物】 ・健康調査票 ・弁当 ・水筒 ・自習ができる学習用具

※ 児童クラブでの受け入れについては、教育委員会からのたよりをご覧ください。

3 その他

- ・臨時休業中のお知らせ等は、「はなまるメール」を使用します。未登録の方は、登録をお願いします。唐津市立長松小学校ホームページに、「はなまる登録ガイド」と「ドメイン指定受診方法」を掲載しています。
- ・学習に役立つWeb情報として「休業中に役立つリンク集」も掲載しています。